

山口県報

平成26年
5月9日
(金曜日)

目次

規則	一
特定の民間再開発事業等の認定に関する規則(住宅課)	一
告示	六
農用地利用配分計画の認可(農業振興課)	六
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	六
公告	七
平成二十六年登録販売者試験の実施(薬務課)	七
県営一島東地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧(農村整備課)	七
公共測量の実施(監理課)	八
人委公告	八
平成二十六年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施	八
平成二十六年度山口県保健師採用試験の実施	一三



特定の民間再開発事業等の認定に関する規則をここに公布する。

平成二十六年五月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

特定の民間再開発事業等の認定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号。以下「令」という。)の規定に基づく特定の民間再開発事業等の認定について、租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定の民間再開発事業又は特定民間再開発事業の認定の申請)

第二条 令第二十条の二十三項若しくは第三十八条の四第二十二項の規定による認定(以下「特定の民間再開発事業の認定」という。)又は令第二十五条の四第二項の規定による認定(以下「特定民間再開発事業の認定」という。)を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書(別記第一号様式)又は特定民間再開発事業認定申請書(別記第二号様式)に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 特定の民間再開発事業の認定又は特定民間再開発事業の認定に係る事業(以下「特定事業」という。)の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)(内の土地につき所有権又は借地権を有する者の特定事業に対する同意書(当該所有権又は借地権を有する者の記名押印があるものに限るものとし、施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者の特定民間再開発事業の認定に係る事業に対する同意書)にあつては、その者が当該共有に対し同意していることが明らかであるものに限る。)

二 施行地区内の土地(特定民間再開発事業の認定に係る事業にあつては、土地及び建物)の登記事項証明書(借地権について登記がされていない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び借地権設定契約書その他の借地権が存することを証する書面)

三 施行地区の付近見取図

四 施行地区内の敷地の境界及び建物の位置を記載した図面で縮尺五百分の一以上のもの

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項、第六条の二第一項又は第十八条第三項の確認済証の写し

六 特定事業に係る中高層の耐火建築物の配置図及び各階平面図で縮尺五百分の一以上のもの

七 施行地区内にある都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設の位置及び規模を記載した図面で縮尺五百分の一以上のもの

八 施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、同項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合にあつては、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集

市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の条例の写し

九 施行地区が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画の区域である場合にあつては、同法第十條第一項（同法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の認定をしたことを証する書類の写し（当該認定に係る申請書の写しを含む。）及び当該計画に係る事業が社会資本整備総合交付金の交付を受けて行われている事業であることを証する書類の写し

十 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める図書

（地区外転出事情の認定の申請）

第三條 令第二十五条の四第十六項の規定による認定（以下「地区外転出事情の認定」といふ。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、住民票、身体障害者手帳その他の資産を譲渡した個人又はその者と同居を常況とする者の年齢又は身体上の障害を証する書類を添えなければならない。ただし、租税特別措置法施行規則第十八条の六第三項各号に掲げる事情による場合にあつては、この限りでない。

（認定済証の交付）

第四條 知事は、特定の民間再開発事業の認定、特定民間再開発事業の認定又は地区外転出事情の認定をしたときは、申請をした者に対し、それぞれ特定の民間再開発事業認定済証（別記第四号様式）、特定民間再開発事業認定済証（別記第五号様式）又は地区外転出事情認定済証（別記第六号様式）を交付するものとする。

（書類の提出回数）

第五條 この規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式（第2条関係）

（表）
特定の民間再開発事業認定申請書

山口県知事 様

申請者 住 氏 名 所 局 番

（電話）
（印）

下記のとおり特定の民間再開発事業の認定を受けたので、租税特別措置法施行令第20条の2第131項の規定により関係図書を添えて申請します。
第38条の4第22項

記

施行地区の面積	1 都市再開発法第2条の3第7項第2号に掲げる地区として定められ た地区 2 緊急整備計画の区域 3 認定集約都市開発事業計画の区域 4 認定集約都市開発事業計画の区域 5 沿道地区整備計画の区域 6 防災街区整備地区計画の区域 7 沿道地区整備計画の区域 8 防災街区整備地区計画の区域 9 沿道地区整備計画の区域		住所又は主たる事務所 の所在地	土地の所在 及び地番	土地の面積 (m ²)	所有権又は 借地権の別
従前の権利者及びその権利の状況	氏名又は名称		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日
認定再開発事業	認定年月日		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日
認定集約都市開発事業	認定年月日		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日
認定済証の交付年 月日及び番号	認定年月日		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日
都市計画施設等の 名称	認定年月日		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日
都市計画施設等の 用地の面積	認定年月日		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日
建築基準法施行 令第136条第1項に規定する 地の状況	認定年月日		認定年月日	認定年月日	認定年月日	認定年月日

(裏)

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「施行地区の所在地の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

3 「施行地区の面積」欄については、登記又は実測のいずれか該当するものを○で囲むこと。

4 「土地の面積 (㎡)」欄には、所有権を有する者において登記事項証明書に記載された地積を記入し、借地権を有する者で借地権が筆の土地の全部を目的としている場合にあっては所有権を有する者の例により記入し、借地権が筆の土地の一部を目的としている場合にあってはその筆の土地の一部の面積を記入すること。

5 「認定再開発事業」欄及び「認定集約都市開発事業」欄は、特定事業が認定再開発事業又は認定集約都市開発事業である場合にのみ記入し、認定集約都市開発事業の場合にあっては、社会資本整備総合交付金の交付の有無について該当するものを○で囲み、特定公共施設の種別と名称を記入すること。

6 「都市計画施設等の用地の状況」欄には、施行地区内において計画されている都市計画施設又は地区施設 (施行地区が租税特別措置法施行令第20条の2第3項第2号イからハマで又は第38条の4第22項第2号イからハマまでに掲げる区域内である場合にあっては、当該都市計画施設又は当該区域の区分にそれぞれこれらの規定に定める施設) の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記入すること。ただし、特定事業が認定再開発事業である場合にあっては、都市再開発法施行規則別記様式第25の7「公共施設の規模」欄に記載された公共施設の用に供する敷地面積を記入すること。

7 「建築基準法施行令第36条第1項に規定する空地の状況」欄には、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第36条第1項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率を記入すること。ただし、特定事業が認定再開発事業である場合にあっては、記入することを要しない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第2条関係)

(表)

特定民間再開発事業認定申請書

山口県知事 様

申請者 住 氏 所 名 局 番)
(電話) (印)

下記のとおり特定民間再開発事業の認定を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定により関係図書を添えて申請します。

記

施行地区の面積	都市再開発法第2条の3第1項に掲げる地区として定められた地区 ¹ 、高度利用地区 ² 、認定整備事業計画の区域 ³ 、認定中心市街地の区域 ⁴ 、都市再生緊急整備地域の区域 ⁵ 、認定整備事業計画の区域 ⁶ 、防災街区整備地区計画の区域 ⁷ 、沿道地区計画の区域 ⁸ 、 m ² (登記・実測)									
施行地区の所在地の区分	1 都市再開発法第2条の3第1項に掲げる地区として定められた地区、2 高度利用地区、3 認定整備事業計画の区域、4 認定中心市街地の区域、5 都市再生緊急整備地域の区域、6 認定整備事業計画の区域、7 沿道地区計画の区域、8 防災街区整備地区計画の区域									
従前の権利者及びその権利の状況	氏名	住所	土地の所在及び地番	土地の面積 (m ²)	建物の所在	建物の家屋番号	建物の用途	所有権又は借地権の別		
認定集約都市開発事業	認定年月日	社会資本整備総合交付金の交付	特定公共施設の整備	種類 ()	名称 ()					
業	主たる用途	敷地面積	建築面積	延べ面積	容積率	構造	地上階数	確認済証の交付年月日及び番号	年月日	第 号
の	都市計画施設等の用地の状況									
概要	建築基準法施行令第36条第1項に規定する空地の状況									
要	中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況	/ 所有権の共有 2 借地権の共有								

(裏)

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

- 注 / 「施行地区の所在地の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 「施行地区の面積」欄については、登記又は実測のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 - 「土地の面積 (㎡)」欄には、所有権を有する者にあつては登記事項証明書に記載された地積を記入し、借地権を有する者で借地権が一笔の土地の全部を目的としている場合にあっては所有権を有する者の例により記入し、借地権が一笔の土地の一部を目的としている場合にあってはその一笔の土地の一部の面積を記入すること。
 - 「認定集約都市開発事業」欄は、特定事業が認定集約都市開発事業である場合にのみ記入し、社会资本整備総合交付金の交付の有無について該当するものを○で囲み、特定公共施設の種別と名称を記入すること。
 - 「都市計画施設等の用地の状況」欄には、施行地区内において計画されている都市計画施設又は地区施設 (施行地区が租税特別措置法施行令第20条の2第3項第2号イからハマで又は第38条の4第22項第2号イからハマまでに掲げる区域内である場合にあっては、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれこれらの規定に定める施設) の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記入すること。ただし、特定事業が認定再開発事業である場合にあっては、都市再開発法施行規則別記様式第25の7「公共施設の規模」欄に記載された公共施設の用に供する敷地面積を記入すること。
 - 「建築基準法施行令第36条第1項に規定する空地の状況」欄には、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第36条第1項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率を記入すること。ただし、特定事業が認定再開発事業である場合にあっては、記入することを要しない。
 - 「中高層耐火建築物の敷地に係る権利の状況」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第3条関係)

地区外転出事情認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (地区外転出者) 住 所

氏 名 (印)

(電話 局 番)

申請者 (建 築 主) 住 所

氏 名 (印)

(電話 局 番)

下記のとおり地区外転出事情の認定を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定により申請します。

記

施行地区の所在地の区分	施行地区の面積					㎡
	中高層耐火建築物の所在地の用途地域					
特定民間再開発事業の概要	中高層耐火建築物の主たる用途					
	中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第	号			
地区外転出者の権利の状況	土地の所在地及び地番	土地の面積 (㎡)	建物の所在	建物の家屋番号	建物の用途	所有権又は借地権の別
地区外転出の理由						

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

第 4 号様式 (第 4 条関係)

第 号

特定の民間再開発事業認定済証

租税特別措置法施行令第38条の4第22項の規定により、特定の民間再開発事業の認定をしたことを証します。

年 月 日

山口県知事

印

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号				
施行地区の所在地の区分					
施行地区の面積	m ²				
認定を受けた者の住所及び氏名					
中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号				
従前の権利者及びその権利の状況	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	土地の所在及び地番	土地の面積 (m ²)	所有権又は借地権の別

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 5 号様式 (第 4 条関係)

第 号

特定民間再開発事業認定済証

租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定により、特定民間再開発事業の認定をしたことを証します。

年 月 日

山口県知事

印

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号							
施行地区の所在地の区分								
施行地区の面積	m ²							
認定を受けた者の住所及び氏名								
中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号							
従前の権利者及びその権利の状況	氏 名	住 所	土地の所在及び地番	土地の面積 (m ²)	建物の所在	建物の家屋番号	建物の用途	所有権又は借地権の別

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式(第4条関係)

地区外転出事情認定済証

第

号

租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定により、地区外転出事情の認定をしたことを証します。

年 月 日

山口県知事

印

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
地区外転出事情該当条項	
特定民間再開発事業の施行地区の所在地の区分	
特定民間再開発事業の施行地区の面積	m ²
特定民間再開発事業の認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
中高層耐火建築物の確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定を受けた者の住所及び氏名	地区外転出者 建築主

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



山口県告示第百六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年五月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人福の里		阿武郡阿武町大字福田上二二八の一	阿武郡阿武町大字福田上字久瀬原二六六ほか二三筆
農事組合法人日の出		萩市大字上小川東分四二二	萩市大字上小川東分字宮ノ崎下三二四三の一ほか九九筆
農事組合法人本郷原		" 大字下小川一〇三三	" 大字中小川字土居二六一

二 認可年月日

平成二十六年五月八日

山口県告示第百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年五月九日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊田町土地改良区	平成二六、四、二八
下関市菊川町土地改良区	" " 三〇



(二五四) 平成二十六年登録販売者試験の実施
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十六年五月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成二十六年八月二十日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学

山口市桜島三丁目一番一号

山口県立大学

山口市滝町一番一号

山口県庁

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市神田町一番八〇号

パルトビアやまぐち

三 受験願書の受付期間

平成二十六年五月二十六日(月曜日)から同年六月六日(金曜日)まで(郵送の場合、六月六日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の五第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万四千七十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十六年十月七日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇二〇)にすること。

(二五五) 県営一島東地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営一島東地区農地整備事業(経営体育成型)を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年五月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営一島東地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月十二日から同年六月二日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一五六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年五月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

平成二十六年四月三日から同年十一月二十八日まで



公 告

平成二十六年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十六年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十六年五月九日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務

警察事務 七人程度
警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務

社会福祉(一般) 二人程度
知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務

社会福祉(心理) 一人程度
知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務

土木 十二人程度
知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

建築 二人程度
知事部局(主として総務部及び土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

農業 三人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務

農業土木 一人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

林業 一人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

畜産 一人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務

水産 一人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務

機械 一人程度
知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務

電気 二人程度
知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務

化学 二人程度
知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務

衛生薬学 二人程度
知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

衛生監視 三人程度
知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和六十年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者又は平成五年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業若しくは平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれの資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十七年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百回薬剤師国家試験（平成二十七年三月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者（機械及び電気試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

す。なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成二十六年六月二十二日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会	場
山口市	山口市吉田一六七番地の一 山口大学吉田キャンパス	
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス	

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成員等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十六年七月十九日（土曜日）

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十六年七月二十一日（月曜日）から同月二十九日（火曜日）

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察事務の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかにかわからず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察事務以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年七月三日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万円円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年五月九日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年五月九日(金曜日)から同月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年五月三十日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年五月九日(金曜日)午前九時から同月二十三日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三-四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
国際関係	

警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保険を含む) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む)
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
農業者	数学 応用力学 水理学 測量 土壤物理学 農業水利 土地改良 農地造成 農業造構 材料 施工 農業機械 農学一般
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む) 林業工学 林産一般 砂防工学
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理 家畜産物利用学 畜産経営一般
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
機械	数学 物理学 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作
電気	数学 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工学 情報 通信工学
化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機工業化学 有機工業化学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業
衛生薬学	物理学 化学 生物学 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度
衛生監視	物理学 化学 生物学 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産物利用学 獣医公衆衛生学

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務

試験名	試験職種	試験内容
試験論文	全試験職種	記試験 社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験
試験専門	土木	必要専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験教養	行政	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験

2 日時
 平成二十六年六月二十二日(日曜日)

(1) 行政
 試験室入室 午前九時三十分まで
 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
 論文試験 午後一時三十分から午後三時まで

二 受験資格
 (一) 昭和五十年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者が受験できます。
 (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 1 日本の国籍を有しない者
 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
 (一) 第一次試験
 1 方法、内容等
 教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

土木	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
----	--

五 合格者の決定方法

- (一) 第二次試験
論文試験 五〇点
- (二) 第二次試験
口述試験等 一四〇点

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験
 - 1 行政 五〇点
 - 2 土木 五〇点
- (二) 第二次試験
 - 論文試験 五〇点
 - 口述試験等 一四〇点

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の一 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

3 場所

- (2) 土木
 - 試験室入室 午前九時三十分まで
 - 論文試験 午前十時から午前十一時三十分まで
 - 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- 2 日時及び場所
日時 平成二十六年七月二十六日(土曜日)から同月二十七日(日曜日)までの間、山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。
 - (二) 最終合格者は、行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、土木の試験職種にあっては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。
- 六 合格者の発表
- (一) 第一次試験合格者
平成二十六年七月十日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
 - (二) 最終合格者
平成二十六年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。
 - (三) 試験の得点等の開示
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。
- 七 合格から採用までの経路及び給与
- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
 - (二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。
 - (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十一万四千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- 八 受験手続及び受付期間
- (一) 受験申込書の請求
平成二十六年五月九日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横

保健師	試験区分	試験職種	採用人員	職務の概要
保健師				知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

平成二十六年五月九日
山口県人事委員会

平成二十六年五月九日
山口県保健師採用試験の実施
平成二十六年五月九日

公 告

九 その他
その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

九 その他

- 一 インターネットを利用する方法による受験の申込み
- 二 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十六年五月九日(金曜日)午前九時から同日二十三日(金曜日)午後五時まで
- 三 試験の方法、内容、日時、場所等
- 四 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(二) 受験の申込み

二十四センチメートル以上のものを必ず同封してください。
なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書き、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。
受付の期間及び時間
平成二十六年五月九日(金曜日)から同日三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成二十六年五月三十日までの消印のあるものに限ります。

二 受験資格

- (一) 昭和六十年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十七年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第一百一回保健師国家試験(平成二十七年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

- 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験

1 方法、内容等
筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験
必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時
平成二十六年六月二十二日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十六年七月十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十六年七月二十一日(月曜日) から同月二十九日(火曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年七月三日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十七年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万四千四百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十六年五月九日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三―八五〇―(一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書き、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十六年五月九日(金曜日)から同月三十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十六年五月三十日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年五月九日(金曜日)午前九時から同月二十三日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

平成
二十六年
五月九日
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁